

契約書についての留意事項

1. 未成年者の場合の注意事項

未成年者が契約をする場合は、原則として法定代理人（通常は親権者）の同意が必要です。（民法第4条） 未成年者が結婚をしている場合等の例外を除く
また、主たるサービスの対象者が児童の場合、利用者（契約の相手方）は保護者になります。

未成年者との契約書の参考記載例

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

平成 年 月 日

事業者	住所		
	事業者名		
	代表者氏名		印
利用者	住所		
	氏名		印
法定代理人として、利用者		が契約を締結することを同意します。	
法定代理人	住所		
	氏名		印

主たるサービスの対象者が児童の場合の契約書の記載例

（以下「利用者」という。）と （以下「事業者」という。）
は、 が事業者から提供されるサービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。
は保護者氏名、 は事業者名（法人）、 は児童の氏名

<中略>

平成 年 月 日

事業者	住所		
	事業者名		
	代表者氏名		印
利用者	住所		
	氏名	保護者名	印
	併記	（児童名）	